



Title	明治の日本が作り出した新しい言語
Author(s)	小関, 武史
Citation	一橋法学, 3(3): 1001-1012
Issue Date	2004-11
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/8702
Right	

明治の日本が作り出した新しい言語

小 関 武 史*

- I 「地球」はいつから存在するか～認識と言語の密接な関係
- II 明治の日本における翻訳の方法

I 「地球」はいつから存在するか～認識と言語の密接な関係

地球はいつから存在するか。科学に関心の強い人なら、即座に46億年前と答えるだろう。たとえ細かい数字は思い出せなくても、何十億年前に地球という惑星が誕生したという学説は、われわれの頭に深く刻み込まれている。物理的事実としては、おそらくその通りなのだろう。地球はいつから存在するかという問題には、すでに結論が与えられているように見える。しかし、これを自然科学の問題としてではなく、言語の問題としてとらえると、話は別である。問題を設定し直そう。「地球」という単語はいつから存在するか、と。

まず、日本語の問題として考えてみよう。当たり前のことだが、言語が人類によって発明されたものである以上、人類が発生する前から「地球」という単語があったわけではない。日本語が成立していなければ、「地球」という日本語も存在しない。では、日本列島に人が住み始めて、日本語が成立した当初から「地球」という単語があったかという、決してそんなことはない。この単語は、歴史上のある時点において作り出され、日本語の語彙の中に取り込まれたのである。それはいつか、という問題である。奈良時代や平安時代には月を詠んだ歌があった。月があるなら、当然地球だってありそうなものだ。ところが、そうではない。平安時代、まだ「地球」は存在しなかった。「地球」という日本語が生まれるのは、もっと後の時代のことである。

ここで、今一度この単語をじっくり眺めてみよう。「地球」は漢字で二文字で

【一橋法学】(一橋大学大学院法学研究科)第3巻第3号2004年11月 ISSN 1347-0388
※ 一橋大学大学院法学研究科講師

ある。それぞれの文字に固有の意味がある。「地」は人間を支える大地であり、「球」は丸い形状を表わす。実際、地球はほぼ丸い形をしている。しかし、事実がそうだからといって、人々がそのように認識しているとは限らない。すでにお気づきの通り、「地球」という単語には「自分たちが住んでいるのは丸い天体だ」という認識が含まれているのである。そうでなければ「球」という漢字を使うことはない。地動説がもたらされた後でないと、「地球」という単語および概念は成立のしようがないのである。

以上の検証で明らかになったのは、事実と認識は別問題だということである。そして、認識と言語には密接なつながりがある。言語は認識を反映しており、言語の変化によって人々の認識の変化を跡づけることが可能となる。そこで大いに役立つのが、優れた辞典である。

辞典には様々な種類のものがある。地球について何かを知りたいなら、ほとんどの人は百科事典を引くだろう。しかし、百科事典で得られる知識は事実に関わるものであり、言語および概念に関わるものではない。したがって、「地球」という単語の来歴を知るには、日本語の辞典、すなわち国語辞典を引かなければならない。試みに『広辞苑』第五版で「地球」を引いてみよう。そこにはこう書いている。

われわれ人類の住んでいる天体。太陽系の一惑星。形はほぼ回転楕円体で、赤道半径は六三七八キロメートル、極半径は六三五七キロメートル。太陽からの距離は平均一億四九六〇万キロメートルで、三六五日強で太陽を一周し、二四時間で一自転する。地殻・マントル・核の三部分から成り、平均密度は一立方センチメートル当り五・五二グラム。表面は大気によって囲まれる¹⁾。

ここに見られるのは、地球という天体の現時点における共時的説明である。地球の歴史については、物理的にも言語的にも触れられていない。『広辞苑』は国語辞典の代表のように言われることが多いが、残念ながら語の来歴を知るにはあ

1) 『広辞苑』第5版、岩波書店、1998年、1706ページ。

まり向いていない。

この点については、『日本国語大辞典』が最も有用である。今度はこの辞典で「地球」という項目を引いてみよう。語の定義そのものは、『広辞苑』と大差ない。違いが現れるのは用例以降である。この項目では五つの用例が掲げられているが、そのうち最初と最後のものを以下に示す。

*管蠡秘言 (1777) 「地球く略く支那、古へは地の本形を知らずしてく略く或は地の下に四つの柱ありと云等の虚説をなせり。後世に至て欧羅巴の天地理学を伝ふるに因て、始て地球と称す」

*新法曆書「地球倣地之原形、必為円面儀、其得大圈、与天球同」²⁾

あまり一般には馴染みのない文献から引用されているが、それはこの辞典における用例の採集原則に起因する。凡例によれば、用例の選択基準の第一は「もっとも古いと思われるもの」である³⁾。また、並べ方については「時代の古いものから新しいもの」という順序が原則であるが、「漢籍および漢訳仏典の用例は、末尾へ入れる」と説明されている⁴⁾。項目「地球」における用例の選択と配列に関しても、この原則が適用されているのはもちろんのことである。『管蠡秘言(かんれいひげん)』の用例が日本語文献としての初出であり、漢籍である『新法曆書』からの引用は末尾に回されているのである。

『管蠡秘言』は前野良沢の著作で、安永六年に成立した。西暦で言うると1777年に相当する。前野良沢は杉田玄白とともに『解体新書』を訳したことで知られる蘭学者である。「地球」という語は、江戸時代も後半になって、海外の事情を垣間見た人間によって初めて文字として記録されたのである。この語が一般に普及するのはもっと先のことである。その間の事情を、『日本国語大辞典』は語誌という欄を設けて次のように記す。

2) 『日本国語大辞典』第2版、第8巻、小学館、2001年、1313ページ。なお、「新法曆書」からの用例には漢文訓読のための返り点が打ってあったが、横書きで表示すると煩わしいので省略した。

3) 前掲書、第1巻、2000年、(7)ページ。

4) 同書、(8)ページ。

明末、中国を訪れたイエズス会士マテオ＝リッチによる造語。「天球」からの類推で考案されたと思われる。江戸期にイエズス会士らの書物を通じて日本にも伝わり、多くの蘭学書に用いられた。その後、「和蘭字彙」（一八五五）、「英和对訳袖珍辞書」（一八六二）などの対訳辞書にも収録され、一般化した⁵⁾。

この記述から明らかなように、「地球」という語は、「地の本形」（『管蠡秘言』中の表現）についての新しい概念が西洋からもたらされ、それが一般化するのと歩調を合わせるように、日本語の語彙として定着していった。別の言い方をすれば、近代的思考が新しい語を生み出したのである。

さて、ようやく本題に近づいてきたが、その前に「地球」に相当する単語が他の言語においてどのような歴史を持っているか、確認しておきたい。「地の本形」についての新しい概念は、西洋から中国へ、そして日本へと伝えられて来たのだから、単語の成立もその順序に従っているはずである。

中国語でも、地球は「地球」と表記する。中国語における漢字表記がそのまま日本語に取り入れられたのだから、当然のことである。諸橋轍次の『大漢和辞典』修訂版では、「地球」という項は地字の小見出しとして立てられている⁶⁾。語義の説明として物理的事実を記し、その後に出典が示されるが、それこそが『日本国語大辞典』にも登場した『新法曆書』である。『大漢和辞典』には『新法曆書』に関する書誌情報の記載はないのだが、明末に成立した『崇禎曆書』（1634年）を元に作成された『西洋新法曆書』（1645年）である可能性が高い。だとすれば、「地球」は17世紀半ばに漢語として出現したことになるが、『日本国語大辞典』にあるように、これが1610年に他界したマテオ＝リッチによる造語であるなら、もう少し起源を遡ることができるだろう。

次に、西洋語を代表してフランス語で地球に相当する単語の語誌を調べてみよう。地球を言い表わすフランス語はいくつかあるが、最も一般的なのは Terre である。英語の Earth と同じく「大地」が本義で、これが拡張して天体としての地

5) 前掲書、第8巻、2001年、1313ページ。

6) 諸橋轍次『大漢和辞典』修訂版、第3巻、大修館書店、1986年、131ページ。

球を意味するようになった。この場合、大文字で始めるのが通例である。注意すべきは、Terre にも Earth にも球形の天体という概念が含まれていないことで、地という字に球という概念が欠如しているのと同じである。球を表わす単語は別にあり、それが globe (綴りは仏英共通) である。地の本形についての新しい認識が globe と terre を結びつけ、globe de la terre あるいは globe terrestre (terrestre は terre から派生した形容詞) という表現を生み出した。まさしく「地球」であり、その最初の例は1552年に観察されている⁷⁾。この段階ではまだ globe には限定が必要だったが、認識と表現が一般化するにつれ、globe だけでも地球という意味を帯びるようになったのである。新造語ではなく、語義が新しく加えられた例と言えよう。

以上、「地球」という語を例にとって、単語が歴史上のある時期に作り出されたものであること、ある単語が作り出されるには認識が前提となっていること(言い換えれば、言語と認識には密接なつながりがあること)、そしてある単語の成立年代を知るには辞典が役に立つこと、を確認した。ただし、辞典に記された初出が常に正しいとは限らない。実際、日本語の「地球」に関しては、『日本国語大辞典』が掲げる『管蠡秘言』より半世紀以上前に成立した新井白石の『西洋紀聞』における使用例を確認することができた。

大地、海水と相合て、其形円なる事、球(キウ)のごとくにして、天円の中に居(オ)る。たとへば、鶏子の黄なる、青き内にあるがごとし。其地球(テマリ)の周囲九万里にして、上下四旁、皆人ありて居れり⁸⁾。

『西洋紀聞』は、キリスト教が禁止されていた日本に布教目的で潜入して捕えられたイタリア人シドッチに対して、白石が行った尋問の記録である。シドッチの日本上陸は宝永五(1708)年で、取り調べはその翌年である。『西洋紀聞』の

7) 私が参照した辞典は二つあり、いずれも1552年を初出年と認定している。*Trésor de la langue française*, t. 9, 1981, p. 281. et *Le grand Robert de la langue française*, Nouvelle édition augmentée, t. 3, 2001, p. 1369.

8) 新井白石『西洋紀聞』宮崎道生校注、平凡社、東洋文庫、1968年、29ページ。

成立年代については、正徳五（1715）年という本人の自署があるものの、それは初稿の日付であり、完成は享保十（1725）年かその前年と考えられている⁹⁾。なぜ『日本国語大辞典』が項目「地球」において『西洋紀聞』の用例を採用しなかったのか、その理由は不明である。「アジア」や「アメリカ」といった項目でも『西洋紀聞』より後の文献しか掲げていないかと思えば、「エウロッパ」や「支那」では出典として用いられているなど、一貫性を欠いている。『日本国語大辞典』に限らず、辞典に記された初出年代については慎重な取り扱いが必要である。しかし、本稿は厳密な語誌研究を目指したのではなく、認識の変化と言語の変化との間に相関関係を認められれば十分である。したがって、辞典の限界を意識しつつ、これを積極的に活用することにしたい。もちろん、可能な限り原典による確認を行おうと思う。

II 明治の日本における翻訳の方法

時代区分は、時代と場所によって変化する。歴史それ自体は連続しており、歴史の区切り方は人為的に決められる。そして、人間の精神活動が時代と場所によって刻印されている以上、時代区分は時代と場所によって様々でありうる。したがって、近代という時代の指す範囲も一定ではない。

最も単純な時代区分は二分法である。この場合、古代と近代の間は存在しない。西洋史にこの二分法を適用すると、ローマ帝国の崩壊以降はすべて近代史に属する。近代は古代から排除された部分全体を覆っており、古代との対比によってしか定義されない。

しかし、古代・中世・近代という三分法に従ったとき、近代はもっと積極的な限定を受ける。近代はもはや古代の補集合ではない。古代の範囲は二分法のときと変わらないから、二分法における近代が中世と近代に分割されたことになる。それは単なる分割ではなく、近代による中世の分離である。比喩的に言えば、近代の自意識が中世と同一視されることを嫌い、独自性を要求したのである。ところで、近代を意味する西洋語は、後期ラテン語の *modernus* から派生している。

9) 同書、解説、420-431ページ。

この語の本義は「たった今」や「少し前」である。近代の範囲を限定することは、語の本義にもかなうものであった。

三分法に基づく近代は、ルネサンス以降を指す。よく言われるように、それ以前の神中心の世界観は、人間中心の世界観に取って代わられた。別の言い方をすれば、そのような世界観の転回があったからこそ、近代は中世から区別されることを要求したのである。人間中心と言っても、ただちに神が否定されたわけではない。神に対する信仰は、依然として大部分の人の心に残されていた。しかし、その神はもはや無条件で与えられるものではなく、個人が自らの良心に照らして選んだ神である。尊重されるべき第一の原則は、神の命令ではなく個人の自由となった。

近代的人間には自信があふれている。神ではなく人間が世界の中心にいるという自信である。それが最も強固であったのは、西洋の18世紀から19世紀にかけてのことであろう。近代のひずみはまだ顕在化していない。とりわけ、フランスの18世紀は「光の世紀 (le siècle des Lumières)」と呼ばれており、光の隠喩がよく示しているように、未来が明るいものと考えられていた時代である。光とは人間の理性に他ならない。理性を備えた人間に対する信頼があり、そうした人間の営みに対する信頼があってこそ、進歩の思想が生まれる。未来はきっと素晴らしい——新しい時代への期待が、確かなものとしてそこにある。

ところで、日本にも同じような高揚感が支配していた時代があった。それが明治である。光の世紀（啓蒙の時代）を日本の歴史に求めるとすれば、明治——とくに明治初期——ということになろう。西暦では19世紀後半に相当する。フランスの18世紀と日本の明治には百年ほどの時間のずれがあるが、いくつかの共通点が見出される。

理性を信頼し、未来を信頼するということは、人類全体の歴史への関心につながる。この世界には様々な民族がいる。それぞれの民族には違いがあるが、その違いを超えて共通するものがあるはずだ、という発想が生まれる。普遍性という意識が生じるのである。普遍的なものは、よそに移すことが可能である。今はなくてもよそから移入すれば自分のものにできる。そのような信念は、たとえば岩倉使節団派遣のきっかけとなった事由書にも見受けられる。

國東西ヲ異ニシ、民情亦随テ均シカラズト雖、其原性元ヨリ同一ニシテ異ルコトアルナシ¹⁰⁾。

よそはよそ、うちのうち、という考えが徹底していれば、他者から学ぶという姿勢は出て来ない。啓蒙の時代は世界史の時代であり、明治初期の日本は、世界史の中に身を置くという決断を下した。それは積極的に変化を受け入れるという決断である。

明治維新前後の数十年間に日本は大きく変動し、近代と呼ばれる時代に突入した。変革は日常生活の目に見える（具体的な）部分だけにとどまらず、目に見えない（抽象的な）部分にも及んでいる。目に見える部分では、たとえば、服装や髪形が変わったとか、西洋の料理が入って来たとか、ひとことで「文明開化」と呼ばれる様々な変化がある。その一方で、ものの考え方も大きく変化した。新しい概念が作り出され、そうした概念を言い表わすために新しい言語が必要になったのである。

ひとくちに言語といっても、様々な側面がある。共通語（標準語ではなく）の成立や言文一致運動なども近代化を考えるうえで重要な問題だが、ここでは単語のレベルに論点を絞る。明治維新の前後にどのような新語が作られたかを検証してみよう。

近代に特有の概念は19世紀中葉の日本にとっては未知のものだったが、同時代の西洋にとってはすでに馴染み深いものだった。概念を言い表わすための単語も西洋の諸言語には存在していた。先ほど、明治の日本では「新しい概念が作り出された」と記したが、正確には「新しい概念が持ち込まれた」と言うべきであった。したがって、日本語における新語の創出は、ただちに「翻訳」の問題として立ち現れる。この問題については加藤周一による研究があるので、それに即して

10) 芝原拓自、猪飼隆明、池田正博編『対外観』、『日本近代思想大系』第12巻、岩波書店、1988年、24-25ページ。明治四年九月初め、欧米各国への特命全権大使派遣に関して太政大臣三条実美より外務卿岩倉具視に対して意見の聴取がなされた。この事由書はそれに対する返答である。

確認しておこう¹¹⁾。

加藤は明治初期の翻訳をめぐる問題を、理由、対象、方法という三つの角度から論じている。本稿にとって重要なのは最後の方法の問題であり、理由と対象の問題には立ち入らない。

現在の日本でよく見受けられるのは、原語（とくに英語）の音をそのままカタカナで表記することである。コンピュータ用語が典型的であろう。しかし、明治初年の日本人は音訳という方法を採用しなかった。ではどうしたか。方法は四つに整理することができる。

第一は、蘭学者の訳語からの借用である。その多くは自然科学用語だが、江戸時代における蘭学が主として自然科学の知識を取り入れるための学問だったことを思い起こせば、このことは十分納得がゆく。代表例として、「神経」という単語が挙げられる。『日本国語大辞典』は、この単語について杉田玄白が『解体新書』の中で用いた語であると明記している¹²⁾。

第二の方法は、中国語訳からの訳語の借用である。たとえば、「権利」という単語は中国語訳『万国公法』から借り受けて、日本語の中に取り込まれた。『日本国語大辞典』は権利の語義を三つに分けて説明しているが、そのうちの第三の語義について「英語 right の訳語として幕末頃から日本語として定着し始めたが、これは中国近代の洋学書である丁韞良の「万国公法」からの借用と思われる」と記している¹³⁾。なお、『万国公法』の訳者として名前を挙げられた丁韞良（チン・ウィーリヤン）は中国人ではなく、ウィリアム・マーティンというアメリカ人である。『万国公法』の原著は、アメリカ人のヘンリー・ウィートンが1836年に出した *Elements of International Law* であり、これを1864年にマーティンが中国語に訳した。もちろん、中国人の協力者がいてこそこの翻訳が可能になったのであり、新しい単語もマーティンが発明したと言い切ることはできない。それはともかく、『万国公法』はよほど大きな反響を呼んだと見えて、翌65年にはそ

11) 加藤周一「明治初期の翻訳——何故・何を・如何に訳したか」、加藤周一、丸山真男編『翻訳の思想』、『日本近代思想大系』第15巻、岩波書店、1991年、342-380ページ。

12) 『日本国語大辞典』第2版、第7巻、小学館、2001年、574ページ。

13) 前掲書、第5巻、2001年、131-132ページ。

の翻刻が日本で出ている。中国語で書かれたものを、そのまま活字を組んで日本で印刷したのである。その後、中国語訳『万国公法』を日本語に重訳したもの、さらにはウィートンの原著を英語から直接日本語に訳したものなどが、明治初期の数年のうちに相次いで出版された。たとえ中身に馴染みがなかったとしても、漢字で記されたものを日本語に取り込むのはそれほど難しくない。中国語訳の存在は、西洋の概念を日本語で表現するうえで格好の道しるべとなった。

第三の方法は、古典中国語からの語彙の転用である。「自由」は liberty の訳語であるが、古典中国語では別の意味で用いられていた。『日本国語大辞典』では、自由の語義の第一を「自分の心のままに行動できる状態」と定義する¹⁴⁾。日本語文献における初出は『続日本紀』だが、中国では『後漢書』にまで遡りうる¹⁵⁾。昔から存在するこの自由という単語に、幕末から明治にかけての日本において英語の liberty の訳語としての語義が追加され、定着していったのである。古い例は1862年に出た『英和对訳袖珍辞書』に見出されるが、ここでは福澤諭吉の『西洋事情』における用例を紹介しよう。福澤が「自由」の原義を十分に意識していたことがよく分かるからである。

洋書を翻訳するに臨み、或は妥当の訳字なくして訳者の困却すること常に少なからず。譬えば訳書中に往々自由（原語「リベルチ」）通義（原語「ライト」）の字を用いたること多しと雖ども、実は是等の訳字を以て原意を尽すに足らず¹⁶⁾。

福澤はこれだけでは不十分と思ったのか、この後もかなり詳しく「自由」とは何かを説明している。最後には「自由と我儘とは動（やや）もすればその義を誤り易し。学者宜しくこれを審（つまびらか）にすべし¹⁷⁾」と書く念の入れようである。語彙を転用する場合、新しい意味が本来の意味から遠く隔たっているので、

14) 前掲書、第6巻、2001年、1197ページ。

15) 諸橋轍次『大漢和辞典』修訂版、第9巻、1986年、404ページ。

16) 『福沢諭吉著作集』第1巻、慶應義塾大学出版会、2002年、229-230ページ。

17) 同書、231ページ。

新語に準ずると考えてよいだろう。

さて、その新語だが、これが第四の方法になる。代表例として、西周が作った「哲学」という語が挙げられる。これも『日本国語大辞典』で確認しておこう¹⁸⁾。項目の冒頭に、この単語が英語の philosophy の訳語であり、「愛智」を意味するギリシア語の philosophia から出た語であると記されている。この項目に添えられた語誌は、さらに詳しく語の来歴を説明する。

西周の「百学連環一二・上」（一八七〇—七一年頃）に「哲学（ヒロソヒー）を理学、或は、窮理学と名つけ称するあり」とあり、philosophy の訳語として西は「理学」「窮理学」のほか、「賢哲の希求」という意味で「希哲学」「希賢学」などとも試訳したが、最終的に「哲学」に落ち着いた。これは「哲学字彙」（一八八一）に採用された後、外国語対訳辞書に収録され、一般化した¹⁹⁾。

『百学連環』は西周が自分で開いていた塾で行った講義をまとめたもので、一般に流布していた著作ではない。そのため年代の特定が難しいが、明治三年頃の講義だということは分かっており、その頃には哲学という単語を使っていたらしいとは言える。西周はこのような新語作成者として最も有名だが、西とてあらゆる訳語を自分で作ったわけではない。すでに存在した訳語を拝借した例もあった。先ほど語彙の転用は新語に準ずると述べたが、転用できそうな適当な単語が古典に見当たらなかったときに限り、いわば苦肉の策として、新しい単語をひねり出した、というのが実態ではなかつたらうか。

ところで、第二の方法である中国語訳からの借用だが、そもそも中国語の訳語はどのようにして作られたのであろうか。その方法は主として二つ、古典語の語彙の転用と新造語である。つまり、日本人が行った第三や第四の方法を明治の日本人に先立って済ませていたケースである。ここでもう一度「権利」という語を取り上げてみたい。『日本国語大辞典』の項目「権利」の冒頭には、この単語が

18) 『日本国語大辞典』第2版、第9巻、2001年、655ページ。

19) 同上。

『荀子』という中国の古典に基づいていることが明記されている²⁰⁾。諸橋『大漢和』でも用例の一番目に『荀子』が掲げられている²¹⁾。そこでの語義は「権力と利益」であった。『万国公法』の中国語訳を著したマーティン（およびその協力者である中国人）は、古典中国語に存在した単語を英語の right の訳語として転用したのである。中国で作られた新しい単語が、少し遅れて日本に持ち込まれたことになる。

中国語と日本語は異なる言語である。文法も発音も異なるが、漢字のみで作られた単語は共有可能である。中国語に存在する語彙が日本語に取り込まれる一方で、日本で作られた漢語が中国にもたらされることもある。「権利」は前者の例であり、「自由」は後者の例である。いずれも古典中国語の語彙の転用であり、違うのはただその作業を行ったのが中国人か日本人かという点にすぎない。

加藤周一は明治初期の日本における翻訳の方法を四つに整理した。すなわち、蘭学用語の活用、中国語訳からの借用、古典からの語彙転用、新造語である。これら四つとはほぼ同じ方法が同時期の中国にも存在したことは、注意しておいてよい。蘭学用語の代わりに、中国にはヨーロッパの宣教師たちがもたらした自然科学の用語が蓄積されていた。「地球」はその例である。日本語訳からの借用や古典からの語彙転用があったことも、すでに確認した通りである。そして新造語はどの時代にも常に用いられる手法である。

近代に特有の概念は、新しい言語で表現される。本稿ではもっぱら明治の日本に焦点を当てたが、近代初頭の日本と中国は新しい概念をどのようにして翻訳するかという問題を共有していたと言える。そして漢字の特性を活かしたいくつかの方法が試みられ、その成果が新たな訳語として共有されるに至ったのである。近代が作り出した新しい言語の問題を考えるうえで、今後は漢字文化圏全体を視野に入れた研究が必要となるだろう。

20) 前掲書、第5巻、2001年、131ページ。

21) 諸橋轍次『大漢和辞典』修訂版、第6巻、1986年、609ページ。